

地域ポイントシステム普及啓発活動等業務委託仕様書

1. 業務名

地域ポイントシステム普及啓発活動等業務

2. 目的

本業務は、令和6年度に採択された新しい地方経済・生活環境創生交付金「Re:ぶぜんプロジェクト サークュラーシステムが紡ぐ豊前版小さな拠点2.0」を活用し、地域活動や共助活動に対してポイントの付与及び個人間でのポイントのやりとりをすることで地域コミュニティの活性化につなげることを目的として、令和7年12月より地域ポイントシステム実証実験を行う予定である。（公式LINEを活用した地域ポイントシステムを想定）

その中で、ポイント付与及び使用内容について、地元住民の意見を反映させるため、「ワークショップの開催」及びアプリ登録者を増やすための「普及啓発活動の推進」について、委託先を選定するために必要な事項を定める。

3. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画立案等により調整する場合がある。

(1) ワークショップ開催の周知

地域づくり協議会及び公民館長に向けて、ワークショップ企画のプレゼンテーションを行うこと。

(2) ワークショップの開催

「地域活動（公民館活動）の推進」「ボランティア活動の推進」を柱とした地域ポイント付与及び使用内容を決定するため、地域住民の意見を反映させるワークショップの企画・運営を行うこと。（2校区×2回=4回以上行うこと）

(3) ワークショップ結果のまとめ

ワークショップの結果をまとめ、地域ポイント付与及び使用内容の提案を行うこと。
また、ポイント使用については、本市と調整後用意すること。

(4) イベント時の普及啓発活動

実装実験を行う2校区の総会やイベント時の普及啓発活動（スマホ教室など）についても企画・提案を行うこと。（2校区×2回=4回以上行うこと）

(5) 広報・周知

発注者及び地域ポイントシステム開発業者と連携し、本事業の周知・普及に努めること。

(ア) ホームページの作成支援

・地域ポイントの概要や機能、よくある質問及び回答など掲載したホームページ

作成支援を行うこと。

・ホームページ内は、画像やイラストを使用するなど、分かりやすく親しみやすいものとする。

(イ) チラシ等の作成

・地域ポイント事業に必要なポスター、リーフレット及びステッカー等販促物を提案のうえ、用意すること。

4. 業務の進め方

本業務は、次のとおり進めることとする。

- (1) 受託者は業務に先立ち、事業計画を策定し、本市との協議、本市の承認を得たのちに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、本市との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況、今後の進め方等を本市に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行い、処理すること。

5. 成果報告書の提出

本業務完了後、成果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 3部
- (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R）1部

※なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品についての問合せ、その他の対応を求めることがある。

6. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、その損害賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本プロポーザルにより特定された企画提案の内容については、その内容を反映しつつ、協議の上進めるため、提案内容の全てが採用されるものではない。

- (5) 委託業者は、全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委任する場合は、この限りではない。